

軽微的な工事の範囲一覧（事業者の承諾により、現地による消防検査を省略できるもの。）

No.	消防用設備等の種類	増設	移設	取替え
1	動力消防ポンプ設備	該当なし	僅かな位置の変更	すべて
2	漏電火災警報器	音響装置	僅かな位置の変更	すべて （漏電受信機を除く）
3	非常警報設備 （非常ベル）	発信機、ベル、表示灯 →既設と同種類のもの →同一警戒区域内に限る。	発信機、ベル、表示灯 →同一警戒区域内に限る。	すべて
4	非常警報設備 （放送設備）	スピーカー →5個以下 （増幅器の取り替えを要しないものに限る。）	スピーカー （同一警戒区域で音量に支障のない範囲）	すべて （放送設備本体（電源、操作部、増幅器を除く。））
5	誘導灯	すべて （同一室内に限る。）	僅かな位置の変更	すべて （同一種類に限る。）

- ・軽微的な工事に該当する増設・移設・取替えの工事を同時に行う場合も軽微的な工事に該当する。
- ・軽微的な工事であっても、設置届を省略することはできない。

消防用設備等に係る工事の区分

- ① 新設: 防火対象物(新築のものを含む。)に従前設けられていない消防用設備等を新たに設けることをいう。
- ② 増設: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加することをいう。
- ③ 移設: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の全部又は一部の設置位置を変えることをいう。
- ④ 取替え: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を既設のものと同等の種類、機能・性能等を有するものに交換することをいう。
- ⑤ 改造: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その構成機器・装置等の一部を付加若しくは交換し、又は取り外して消防用設備等の構成、機能・性能等を変えることをいい、「取替え」に該当するものを除く。
- ⑥ 補修: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、変形、損傷、故障箇所などを元の状態又はこれと同等の構成、機能・性能等を有する状態に修復することをいう。
- ⑦ 撤去: 防火対象物に設置されている消防用設備等について、その全部を当該防火対象物から取り外すことをいう。